

# 第8回教育委員会（定）

開会日時 令和7年 4月 24日（木）

午前 10時00分

閉会日時

午前 10時39分

開会場所 教育支援センター

## 出席者

教 育 長	長 沼 豊
委 員	小 林 美 香
委 員	野 田 義 博
委 員	善 本 久 子
委 員	山 口 謠 司

## 出席事務局職員

事務局次長	林 栄 喜	地域教育力担当部長	金 子 和 也
教育総務課長	久保田 智恵子	多様な学び推進担当課長	濱 野 有 樹
学務課長	小 林 晴 臣	指導室長	富 田 和 己
新しい学校づくり課長	柏 田 真	学校配置調整担当課長	野 崎 友 輔
生涯学習課長	池 田 雄 史	史跡公園担当課長	品 田 真 希
地域教育力推進課長	高 木 翔 平	教育支援センター所長	石 野 良 恵
中央図書館長	山 田 綾 子		

## 署名委員

教育長

委 員

午前 10時 00分 開会

教 育 長 皆さん、おはようございます。本日は4名の委員の出席を得ましたので、委員会は成立しております。

それでは、ただいまから令和7年第8回の教育委員会を開催いたします。

本日の会議に出席する職員は、林次長、金子地域教育力担当部長、久保田教育総務課長、濱野多様な学び推進担当課長、小林学務課長、富田指導室長、柏田新しい学校づくり課長、野崎学校配置調整担当課長、池田生涯学習課長、品田史跡公園担当課長、高木地域教育力推進課長、石野教育支援センター所長、山田中央図書館長、以上、13名でございます。

本日の議事録署名委員は、会議規則第29条により、小林委員にお願いいたします。

本日の委員会は2名から傍聴の申し出がなされており、会議規則第30条により許可しましたので、お知らせします。

次に、非公開による審議とする案件の確認をいたします。報告(1)「令和6年度東京都板橋区一般会計予算繰越明許費に係る繰越計算書について」は、6月の文教児童委員会で審議を予定している案件のため、報告(3)「令和5・6年度青少年問題協議会提言提出について」は、5月の文教児童委員会で審議を予定している案件のため、本日の教育委員会において公開で審議を行うことにより、具体的かつ自由な討論、質疑ができないおそれがありますので、一時非公開による審議とし、議事進行の都合上、委員会の最後に処理することにご異議ございませんか。

(異議なし)

教 育 長 それでは、そのように処理します。

#### ○報告事項

#### 2. 第24回(令和7年度)櫻井徳太郎賞論文作文募集について

(生-1・生涯学習課)

教 育 長 それでは、報告事項を聴取します。報告2「第24回(令和7年度)櫻井徳太郎賞論文作文募集について」、生涯学習課長から報告願います。

生涯学習課長 報告をさせていただきます。

第24回櫻井徳太郎賞論文・作文募集についてでございます。

こちら趣旨でございますが、民俗学・歴史学・考古学等を通じ、地域を基盤にした学問の発展・発達と、地域を活かす立場から研究を進める人材の育成を図る。また、次代を担う青少年の地域研究の奨励と、郷土愛を育むことを目的として開催するところでございます。

2番目、論文・作文等の募集でございますが、こちらは3種類部門がございます。小・中学生の部、高校生の部、一般の部という形でございます。文字数、ま

た内容については、こちらの資料のとおりという形になっております。いずれも、9月8日の消印まで有効という形で申し込みを受け付けるところでございます。

留意事項でございますが、いずれの部門も二重投稿不可、またいずれの部門においても、応募者自身が執筆した未発表のものに限るとさせていただきます。また、AIによりました生成、利用した作品は応募不可と記載させていただきます。また、作品の審査前後にかかわらず、盗作、不適切な引用等があった場合は審査対象外とさせていただきます。

#### 4、公募のPRでございます。

周知方法につきましては、区ホームページ等への掲載、またポスター掲示、募集要項、チラシの配布とさせていただきます。

周知先でございますが、全国の民俗学講座設置大学、及び主要大学、また民俗学・歴史関係学協会等、また当区文化財係で郷土資料館と交流のある全国の教育委員会及び博物館施設、また23区内の国公立小、中、高等学校、歴史研究会等の部活動設置校、また公募ガイド、その他歴史民俗関係雑誌への掲載を予定しているところでございます。

5でございます。論文・作文の審査でございますが、こちらが審査員の方になります。4名の審査員の方をお願いしているところでございます。

6、入賞作の発表・公開でございますが、こちらについては「一般の部」大賞論文及び「高校生の部」、「小・中学生の部」の入賞作については、受賞論文・作文集に掲載させていただきます。

板橋区ホームページにおきまして、「一般の部」の大賞、奨励論文の概要及び「高校生の部」、「小・中学生の部」の入賞作を公開させていただきます。

また、3番目、「小・中学生の部」は、入賞が決定した作文題名・氏名・学校名・学年を、受賞論文・作文集に掲載をさせていただきます。

表彰と副賞でございます。こちらは、それぞれの部における賞になっておりますので、ご確認をお願いできればと思います。

また、昨年までございました、いたばしふるさと学習奨励賞ということで、区内の学校について、応募作品の数であるとかそのようなところで、優秀校について表彰状において表彰していたところでございますが、やはり応募作品の質、そのようなところを高めたいというところ、数ではなくてそのようなところを捉えて、今年から廃止をさせていただきます。こちらの表彰内容にさせていただきます。

また、8番スケジュールでございますが、こちらにあるとおりでございます。11月上旬には受賞者が決定しまして、3月21日に授賞式という形を予定しております。

次のページからが募集作品、実際に各機関にお配りしますお知らせのものになりますので、ご参考までにご覧いただければと思います。

簡単でございますが、以上でございます。

教 育 長      それでは質疑、意見等ございましたらご発言ください。

小林委員      ご説明ありがとうございます。

3月にありました、櫻井徳太郎賞の授賞式に参加させていただきました。櫻井徳太郎先生は、板橋区とは本当につながるの深い方で、板橋区史編纂など素晴らしい業績があり、図書館にも櫻井徳太郎先生のコーナーがあります。授賞式の茂木先生のご好評では学术论文にも匹敵するような高校生さんもいるということをお話しされていて、今後この件はもっともっと知られたらいいかなと思っております。ポスター掲示とかということもありますが、私は実は拝見したことがありません。たまたま私だけなのかもしれませんが、図書館等にも掲示されているのでしょうか。なるべくたくさんの方に知っていただきたいと思ひまして、お伺いいたします。

生涯学習課長      ありがとうございます。

今現在、区内の小・中学校であるとか、そのような関係機関にお伺いさせていただいているところがございますが、またさらに、色々チャンネルを増やして、貼っていただけたらいいかなというふうに思っております。

今、先ほどと少し重複するお答えになってしまうかもしれないのですが、区内の小中学校、また私立の方も貼らせていただいて、あと各生涯学習センターであるとかそのような教育機関、教育科学館であるとか、郷土資料館であるとか、そのようなところも含めてのお願いをしております。また、各大学であるとか、そのような23区内の高等学校なんかもお願いしてというところがございます。よろしくお伺いいたします。

小林委員      ぜひよろしくお伺いいたします。ありがとうございます。

教育長      ほかにいかがでしょうか。

野田委員      ご説明ありがとうございます。

私も毎年表彰式に出席させていただいており、入賞された皆様のコメントを拝聴する中で、各部門における多様な作品の背景や想いに触れることができ、非常に意義深く感じております。

特に小・中学生の部門においては、夏休みなどを利用してご家族の故郷を訪れ、現地で聞いた歴史や風土に共感を覚え、そこから調べ学習に発展させたというエピソードが印象に残っております。中学生の参加については、これまで部活動や学校行事等との兼ね合いもあり、参加が少ない傾向にありましたが、学校訪問の際に「櫻井徳太郎賞」への応募をぜひご検討くださいとお声がけさせていただいたところ、実際に応募が少し増加したことを大変嬉しく思っております。

また、高校生においては、教育活動や研究会が活発に行われており、区外からの応募も含めて非常に質の高い研究成果が提出されており、探究学習の成果が確実に表れてきていると感じております。

一般の部においても、それぞれの土地や民俗・歴史に対する深い思い入れや探

究心に基づいた、読み応えのある大作が数多く寄せられており、大変感銘を受けております。

このような素晴らしい取組については、今後も継続的に周知を進めていただければと思っております。とりわけ「板橋」ならではの特色ある事業として、区内の小・中学校、高校からもより積極的な応募がなされることを期待しております。

また、先ほど小林委員からもコメントがありましたように、周知の在り方、特に学校現場へのアピールの工夫についてもご検討いただければと思います。現在は、区内の小・中学校でチラシを廊下や階段の踊り場などに掲示していただいているのですが、それだけでは視認性や訴求力が十分でない場合もあるかと存じます。通常の配布プリントと同様に扱われがちな側面もあるため、視覚的により訴求力のあるデザインや内容への工夫をご検討いただけますと幸いです。

また、小・中学生が夏休み期間中に作品を作成するケースが多いことを踏まえ、他の調べる学習コンクール等と連携し、例えば図書館と連携した指導や支援体制を取り入れるなど、より効果的なPR方法の検討も有効かと考えております。実際、調べる学習コンクールでは、図書館職員が学校を訪問して応募のサポートを行うなどの取組が行われており、このような形で「櫻井徳太郎賞」の趣旨や作文の書き方の支援をいただければ、より質の高い応募作品の増加にもつながるのではないかと期待しております。

最後に1点、審査に関しての質問になります。応募要項に「AIを用いた作品の応募は不可」との記載がありますが、これは実際にどのように判別されるのか、判断基準や方法があるのでしょうか。以前は、生成された文章をAIに入力すると「AI生成である」と判別できる場合もありましたが、現在ではAIの精度も向上し、識別が困難になっていると聞いております。この点について、何らかの確認手段がありますでしょうか。

生涯学習課長      なかなかその部分については、生成A I とかを使得の調査であるとか、また各学芸員が読んで内容を確認させていただいているというところがございますので、もしかすると漏れてしまうことがあるのかもしれないのですが、いずれにしてもそのような人間の目で確認をしながらということではらせていただいているというところでは。

善本委員      ご説明いただきまして、ありがとうございます。

私も15年くらい前に、板橋有徳高校の校長時代に、生徒が櫻井徳太郎賞を受賞しまして、大変その当時は本当に素晴らしい取組だなというふうに思っていましたので、先日、授賞式にも行かせていただいて、改めて質の高い研究がこの板橋区の中で行われているということは大変感銘を受けましたし、素晴らしい取組だなと思いました。

私も生成A I の件でご質問というか、状況を伺いしようと思ったのですが、学校現場として、今、生成A I とどう向き合っていくかというのが非常に大きな課題となっていて、ちょうど今年の12月に文部科学省から初等中等教育に関して

のガイドラインが出されている中で、このコンクールの応募については特に言及がされていて、コンクールへの応募を推奨する場合は、応募要項等を踏まえた十分な指導が必要というふうに書いてありますので、もちろんそれがAIを使ったかどうかということの判別するということについて、また別の難しさがあると思いますが、学校現場で応募を積極的に推奨しながら、その際の生成AIの活用ということが不適切である、明らかに不適切な事例の中に、ガイドラインも含められていますので、不適切だということについて現場でしっかりとご指導いただくということも必要なのかなと思いますし、一方で学びの中に活用できる場面もあるので、本当にここは学校の現場でどのように指導していくかということがこれから非常に問われる、我々学校現場の者としても大変重い、また難しい、けれども取り組んでいかななくてはいけない課題なのかなというふうに感じているところですので、そのような意味でも特に応募いただく小学校、中学校、高等学校の現場でのご指導というところに期待をしたいところかなというふうに思います。

教 育 長     ありがとうございます。学校ですと、指導室の方にお答えいただきたいと思います。

指 導 室 長     生成AIの活用につきましては、櫻井徳太郎賞に限らず、様々な場面で有効な活用というのが必要になってくるかなというふうに思っています。委員がおっしゃるとおり、文科省からもガイドラインが出ていて、どのように取り組んでいくかというところは、これから方向性を出していかなきゃいけないとは考えております。一方で、日進月歩で進歩しているところで、早急に対応して、また追い抜かれるということもあるやもしれませんので、東京都も方針を出すということも伺ってはいますので、その辺を見たり、現場の話、進歩等を聞きながら対応していくことになるかと思っています。ただ、AIをそのままではなくて、AIを活用しながら自分で文章を作っていくところや、文章を作るための、どのような情報を入れていくかということが必要になってくると思いますので、そのところは合わせて指導していく必要があると考えております。

以上です。

教 育 長     生涯学習課長、ほかにありますか。

生涯学習課長     補足というか、これがAIについてどこまで有効かというところはあるかもしれないのですが、ご説明のところでは実は小・中学生の部なのですが、今年から記録や写真を必須とさせていただいています。こちらは当然募集要項にも写真を添付した作品となっているのですが、こちらを必須とさせていただいておりますので、そのようなところでも、大分そのようなAIを活用したものとかというところは発見しやすくなるのかなというふうに思っています。そのようなところを積極的に確認しながら、審査の方をさせていただくところです。

山口委員 「教育の板橋」に、この区文化財に関するお知らせというのがございます。また、新しく3点を指定になったということがありますが、こういうものを公開してというか、説明会を開いたりとかして、これを題材に書いてみたらとかいうようなイベントとかもなされる予定なのですか。そういうこともありますでしょうか。

生涯学習課長 それを活用して、このようなのに作品をとるところは、今の段階では特に予定してはいないところでございますが、ご意見ございましたのでそのような検討をさせていただければと思います。ありがとうございます。

山口委員 お願いします。ありがとうございます。

教育長 ほかにいかがでしょうか。

私から1点質問をさせていただきます。

3ページのスケジュールのところの、審査会が2回あって、授賞式が3月になっているのですが、これは間がかなり開いています。何か理由があるのでしょうか。

生涯学習課長 こちらでございますが、論文作品集とか、あとはそのようなものを整えるのに時間を頂戴しているというところでございます。

教育長 作品集は、製本して整えるからということですね。

分かりました。この準備が必要ということですね。ありがとうございます。

それでは、次に教育委員会次第にはございませんが、追加報告事項はございますか。

(なし)

教育長 なければ、先ほど申し上げましたように、報告1、報告3については非公開として聴取いたしますので、傍聴人の方はご退席願います。ありがとうございます。

(傍聴人 退席)

○報告事項

1. 令和6年度東京都板橋区一般会計予算繰越明許費に係る繰越計算書について  
(新-1・新しい学校づくり課)

教育長 では、報告1「令和6年度東京都板橋区一般会計予算繰越明許費に係る繰越計算書について」、新しい学校づくり課長から報告願います。

「新-1」をご覧ください。

一般会計予算の繰越明許費に係る繰越計算書について、志村小学校・志村第四中学校改築工事についてということになっております。

繰越明許費、一般的にあんまり聞き慣れないキーワードかと思しますので、まずその説明をさせていただきます。

一般的に行政、自治体の予算というのは、年度内に支出を得るというのが原則となっていて、繰り越して使うというのは認められていないところになっております。ただ、その例外規程が幾つかありまして、そのうちの1つがこの繰越明許費という仕組みになっているところになっております。

今回、志村小学校、志村第四中学校、令和6年度予算の当初予算におきまして、改築工事費を計上させていただきましたが、入札の不調により工事の着工はできなかつたというところになっております。その工事費について、国の補助金がついておりまして、国の方が繰越しをかけるということになっておりますので、それにひもついている板橋区の歳出予算、こちら繰り越すということになっております。

繰越明許の理由を、今もう申し上げてしまいましたが、国の補助金が繰り越されるということに基づいて、本件工事に係る歳入歳出予算、こちらを令和7年度に繰り越すというものになっております。

繰越しの金額につきましては、令和6年度予算現額13億円余り積んでおりましたが、うち委託費と工事費がありますが、委託費、こちらは設計業務に係る経費というところで執行済みです。②の工事請負費11億円余、こちらが執行できなかつたというところで翌年度に繰り越すというものです。それに伴う特定財源、歳入ですね、義務教育施設整備繰入金、あとは国庫補助金、特別区債、これも併せて繰り越しますとなっております。

2ページ目は内訳になっております。内容としましては、繰り返しになりますので割愛させていただきます。

説明は以上でございます。

教 育 長 質疑、ご意見等がございましたらご発言ください。

(なし)

○報告事項

3. 令和5・6年度青少年問題協議会提言提出について

(地-1・地域教育力推進課)

教 育 長 それでは、報告3「令和5・6年度青少年問題協議会提言提出について」、地域教育力推進課長からお願いします。

令和5・6年度青少年問題協議会提言提出について、ご報告をさせていただきます。

「地-1-①」をご覧くださいと思います。

こちらは、令和5・6年度板橋区青少年問題協議会の方から提言書の提出がありましたので、ご報告をさせていただきます。

1のとおり、提言書につきましては、令和7年3月19日水曜日に、「不登校の背景を的確に捉えた、多面的な支援の実現に向けて」というテーマでご協議いただいた内容に関して、提言書を提出いただく形でご提言をいただいたものがございます。

提言の内容については、後ほどご説明させていただきます。

先に青少年問題協議会そのものご説明として、2のその他に記載のとおり、こちらは区の条例に基づきまして、こちらで「地-1-②」をご覧くださいでしょうか。

こちらの表に記載のとおり、区長を会長といたしまして、区議会議員であったり学識経験者、関係機関の職員であったり、区職員等が委員として組織されます協議体でございます。

「地-1-①」の方に戻っていただきまして、その他の方をご覧くださいまして、こうした協議体におきまして、青少年に関する問題への施策に関する調査審議や連絡調整を行うものがございます。

続いて、「地-1-③」をご覧ください。

まず、資料左の提言に至るまでの協議経過というところをご覧くださいますと、令和5年10月に、令和5・6年度の2年間の青少年問題協議会が発足して以来、全体会を全3回、専門部会を計4回開催いたしまして、「不登校の背景を的確に捉えた、多面的な支援の実現に向けて」を協議テーマに据えまして、協議を重ねてまいりました。

左上をご覧くださいますと、こちらの協議テーマを設定した背景、経緯といたしましては記載のとおりです。板橋区立小中学校における不登校児童・生徒数が右肩上がりで増加しておりまして、将来の社会を担う子どもたちが、誰一人取り残されることなく社会的に自立できる環境整備を整える必要があるというところで、また不登校の背景についても、複雑化多様化している状況を踏まえまして、令和5年10月に開催されました第1回全体会におきまして、個々の児童・生徒や家庭の状況に応じた適切な対応を図る方策を協議することとなったものがございます。

また、審議テーマを深く協議するに当たりまして、不登校に関わる2つの課題が挙げられまして、まず多様化している不登校の要因を適切に把握して、個々の状況に応じた支援をしていく必要性といった課題に対しましては「アプローチ手法検討部会」、幅広い領域にわたる支援機関等との連携を含めて、多種多様な居場所の機能をさらに充実させる必要性といった課題に関しては「居場所検討部会」の2つの専門部会を設けまして、検討を行うこととなりました。

資料左下の方に移りまして、子どもの意見聴取というところがございますが、

専門部会における提案を受けまして、令和6年7月に小中学校在学時に不登校の時期があった高校生、都立高校2校の定時制生徒を対象にアンケート調査を行いました。提言の内容につきましては、こちらのアンケート調査の回答が反映されたものとなっております。

提言につきましては、資料右側に図としてお示ししております。

この図にあるとおり、重なり合う「3つの観点」から、9つの提言を挙げておりますが、板橋区のこれまで不登校に関わる様々な取組を行う際にも行われてきたように、今後の施策展開においても、子どもたちに寄り添い、安心・安全な環境をつくって、子どもの権利を尊重するということが全ての土台としての不可欠の前提であるということを示すために、安心・安全な環境と子どもの権利というところを図の下の方に、ある種の土台としてお示ししております。

その上で、委員の多様な意見を分類・整理した結果として、共通要素として、「つながり」「学び」「支えあい」といった3つの観点が浮かび上がりました。そこで、9つの提言を「つながり」「学び」「支えあい」の3つの観点に分けて分類しております。提言によっては、複数の観点到るものもありますので、観点が重なった場所に提言が記載されている場合もあります。中身についての説明は省略させていただきます。なお、それぞれの提言につきましては、まず子どもの視点を挙げて、それを踏まえてどのようなことが必要になるのかといったような構成となっております。

最後に、3つの観点を取り入れて、施策をより効果的かつ持続的なものにしていくために、AARサイクルという考え方を念頭に置いて取り組むということが併せて提案されております。こちらは、OECDが平成27年に立ち上げたプロジェクトの中で提唱されております、子どもを主体とした行動サイクルでありまして、まず最初のAが、子どもがどう行動するかといった見通しを立てて、それを踏まえて、実際に次のAになります。そちらで支援をした上で、子ども一人一人に寄り添った支援につながっているかということで、次のRになります。子ども自身から意見を聞いて振り返り、子どもにとってよりよいものに変えていくといったサイクルになってございます。

これらを踏まえまして、今後提言の内容を十分研究いたしまして、区の施策などに活かしていくものというふうに考えております。

「地-1-④」を見ていただきますと、こちらが提言書そのものになってございますので、また後ほど併せてご覧になっていただければというふうに思います。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

教 育 長 質疑、意見等ございましたらお願いいたします。

野田委員はこの協議会の委員なのですね。参加された際のお話をお願いできますか。

野 田 委 員 よろしくお願ひいたします。ご説明ありがとうございました。

まず、板橋区青少年問題協議会の運営にあたり、地域教育力推進課長をはじめ

関係者の皆様に多大なご尽力をいただいたことに、深く感謝申し上げます。

全体会では坂本区長より、「居場所」の問題や「不登校」の課題について、板橋区として重大に受け止め、積極的に解決に向けた取組を進めていく旨のお話があり、これを受けて専門部会が設置されました。

私は「アプローチ手法検討部会」に参加いたしました。なお、「居場所検討部会」も含め、各専門部会においては熱心な議論が交わされ、またバランスの取れた委員構成により、居場所づくりや不登校児童・生徒の実情がリアルに共有され、それぞれの立場からできることや考え方について活発な意見交換が行われました。回を重ねるごとに、より多角的で実践的な議論が進められたと感じております。

これらの議論を集約したものが提言書右上に掲載された図であり、「つながり」「学び」「支えあい」の観点から、どの活動がどの領域に該当するかについても意見が交わされ、検討が重ねられました。

私自身も現場を訪問し、地域の方々からさまざまなご意見や情報をいただき、それらを部会や協議会で積極的に共有いたしました。特に「まずはつながることが重要である」という視点から、継続的なアプローチとして学校に出向くことができる児童・生徒については、接触の機会を大切にし、子どもたちの様子を丁寧に観察する中で、思いや悩みを傾聴し、情報を把握し、それらを関係機関と共有することの重要性を確認いたしました。

図の2、情報発信については、支援センターによる授業のオンライン配信などの取り組みが進められており、現場の教員の協力のもと、より効果的な活用方法について提案を行いました。

図の3、子どもの社会参加の機会として、地域の方から、学校には通えていないものの、朝に地域の公園清掃に参加するようになり、人とのつながりを得ることで社会参加が可能になったという事例を伺い、紹介させていただきました。このような取組を通じて、学びの機会をより平等に提供し、学校活動の魅力を不登校の子どもたちに届けていくことの重要性を改めて認識いたしました。

また、学校を訪問した際、小・中学校の教員の方々からは、多くの不登校児童・生徒との間で家庭との連携や情報交換が継続されていると伺い、大変心強く感じました。

今回の協議では、地域の人材の発掘やさまざまな資源の活用、空き教室や地域センター、図書館、科学館など、板橋区が有する多くの「居場所」をいかに活用していくかが、重要な論点となりました。

一方で、地域の方々からは「声をかけづらい」、「接し方がわからない」といったご意見も多く寄せられ、そうした課題への対応策についても議論がなされました。どの部分で地域と連携できるかといった点についても丁寧に検討され、その内容が提言書に盛り込まれております。

本提言書は、非常に充実した内容となっており、学校現場・地域・教育委員会が連携し、不登校や居場所の課題解決に向けて、引き続き取り組んでまいりたいと考えております。どうぞよろしく願いいたします。

教 育 長      よろしいですか。

地域教育推進課長      野田委員、本当に専門部会の方にもご参加いただきまして、また中身に関しても、今詳細にご説明をいただきましてありがとうございます。

今おっしゃったとおり、各専門部会の方での議論としましては、本当に活発に委員の皆さんにご議論いただきました。地域の代表とされるような方々であったりとか、不登校に関わるような、いわゆる居場所とか機関に属されているような方々も専門部会の方にご参加いただきまして、そのような現場の立場から本当に様々なご意見をいただけたことに感謝しているところでございます。

様々ご意見をいただきまして、まとまったものになっておりますので、この提言の内容を関係所管の方でしっかり研究して、活かしていけるように、我々の方が周知を図っていきたいというふうに思っているところでございます。

また、この提言の内容について補足をさせていただきますと、今回9番の提言の中に支援者への活動支援という話がありました。こちらを少し真新しいものになってくるかなと思っております、やっぱりこのようなものになってくると、子どもの家庭に対しての支援というのは出てくるものではあるのですが、一定そのような関係機関であるとか、居場所を実際に運営されている方々もご参加いただいていたところもございますので、やはりそこの支援をしている人たちへの支援という視点も非常に重要だよねというようなご意見を出されたところもありまして、このような提言の中にそのようなところも盛り込めたということに関しては、1つ、今回の協議会の特徴でもあったのかなというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

教 育 長      ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

(なし)

教 育 長      それでは、以上をもちまして本日の教育委員会は閉会いたします。ありがとうございました。

午前      10時   39分   閉会